

官報 号外

昭和六十三年十二月五日

○第百十三回 参議院会議録第十一号

昭和六十三年十二月五日(月曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十一号

昭和六十三年十二月五日

正午 本会議

第一 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、元内閣総理大臣衆議院議員三木武夫君逝去につき哀悼の件
 - 二、元議員須藤五郎君逝去につき哀悼の件
- 以下 議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

元内閣総理大臣衆議院議員三木武夫君は、去る

昭和六十三年十二月五日 参議院会議録第十一号

十一月十四日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をささげることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

同君に対する弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は五十有余年の永きにわたり衆議院議員としてわが国民主政治発展のため力を尽くされました元内閣総理大臣衆議院議員正二位大勲位三木武夫君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(土屋義彦君) さきに院議をもって永年在職議員として表彰されました元議員須藤五郎君は、去る十一月十八日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をささげることといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

同君に対する弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもって永年の功労を表彰せられた元議員須藤五郎君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(土屋義彦君) 日程第一 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長嶋崎均君。

審査報告書

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月五日

議院運営委員長 嶋崎 均

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会の審議権の確保と良好な国際関係の維持に資するため、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、これらの地域の静穏を保持しようとするものである。つて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の実施に当たり、本法が国民の基本的人権に深くかわかるものであることにかんがみ、拡声機の使用制限については、国民の権利を不当に侵害しないよう慎重に行うべきである。
右決議する。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十三年十二月二日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

元内閣総理大臣衆議院議員三木武夫君逝去につき哀悼の件 元議員須藤五郎君逝去につき哀悼の件 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、これらの地域の静穏を保持し、もつて国会の審議権の確保と良好な国際関係の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国会議事堂等周辺地域」とは、別表第一に定める国会議事堂周辺地域及び次条第一項の規定により指定された地域をいう。

2 この法律において「外国公館等周辺地域」とは、第四条第一項の規定により指定された地域をいう。

(政党事務所周辺地域の指定)

第三条 内閣総理大臣は、衆議院議長又は参議院議長がいずれかの要請があつたときは、衆議院議員又は参議院議員が所属している政党の主たる事務所及びその周辺の地域のうち、第一条の目的に照らし静穏を保持することが必要であると認める地域を、期間を定めて、政党事務所周辺地域として指定するものとする。

2 前項の衆議院議長又は参議院議長の要請は、同項に規定する政党の申出により行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により政党事務所周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会と協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、政党事務所周辺地域を指定する場合には、その旨並びにその区域及び期間を官報で告示しなければならない。

5 内閣総理大臣は、政党事務所周辺地域については、当該指定を解除しなかつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

6 第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

7 内閣総理大臣は、政党事務所周辺地域の指定を解除したときは、その旨を官報で告示しなければならない。

(外国公館等周辺地域の指定)

第四条 外務大臣は、外交関係に関するウィーン条約第一条(i)に規定する使節団の公館、領事関係に関するウィーン条約第一条(j)に規定する領事機関の公館及び条約において不可侵とされる外国政府又は国際機関の事務所並びにその周辺の地域並びに別表第二に定める外国要人の所在する場所及びその周辺の地域のうち、第一条の目的に照らし静穏を保持することが必要であると認める地域を、期間を定めて、外国公館等周辺地域として指定することができる。

2 前条第三項から第七項までの規定は、外国公館等周辺地域の指定について準用する。

(拡声機の制限)

第五条 何人も、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域において、当該地域の静穏を害するような方法で拡声機を使用してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用

二 災害、事故等が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対する危害を防止するためにする拡声機の使用

三 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用

(違反に対する措置)

第六条 警察官は、前条第一項の規定に違反して拡声機を使用している者があるときは、その者に対し、拡声機の使用をやめるべきことその他の当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第七条 前条の規定による警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(適用上の注意等)

第八条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

らない。

2 この法律の規定は、法令の規定に従つて行われる請願のための集団行進について何らの影響を及ぼすものではない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

別表第一 国会議事堂周辺地域(第二条関係)

東京都千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町二丁目及び三丁目の区域(側端の一方のみが当該区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この表において同じ。)の区間のうち、当該区域に含まれる道路の部分を除く。)

別表第二 外国要人(第四条関係)

一 外国の元首(当該国の憲法に基づき元首の任務を遂行する団体の構成員を含む。)及び外国の元首の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
二 外国の政府の長及び外国の政府の長の任務を代行し得る地位にある者並びにこれらの者の家族の構成員
三 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者
四 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大

臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者
五 国際連合の事務総長及び事務次長並びに我が国が加盟国となつてゐる国際機関の事務局長並びにこれらに同行する家族の構成員
六 前各号に掲げる者以外の者で、外務大臣がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

〔嶋崎均君登壇、拍手〕

○嶋崎均君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会の審議権の確保と良好な国際関係の維持に資するため、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域における拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、これらの地域の静穏の保持を図ろうとするものであります。まず、本法によって規制を行う地域について申し上げますと、その第一は、国会議事堂の周辺地域であります。千代田区霞が関二丁目及び三丁目並びに同区永田町一丁目及び二丁目の区域がこれに含まれております。

第二は、衆議院または参議院に議席を有している政党の主たる事務所及びその周辺地域であります。これら政党事務所周辺地域につきましては、当該政党の申し出に基づいて衆議院議長または参議院議長が要請し、内閣総理大臣が、期間を定め

て、規制できる地域を指定することとしております。

第三は、外国の使節団等の公館、条約において不可侵とされる外国政府等の事務所、外国の元首、大臣等一定の要人の所在する場所及びこれらの周辺地域であります。これらの地域につきましては、外務大臣が、期間を定めて、規制できる地域を指定することができるとしてしております。

内閣総理大臣または外務大臣がこれらの地域を指定するに当たっては、国家公安委員会と協議すること、指定された区域及び期間は官報をもって告示すること、また、指定の解除についても同様な措置をとることとしたしております。

次に、本法による規制措置について申し上げますと、これらの地域におきましては、何人も地域の静穏を害するような方法で拡声機を使用してはならないものとし、警察官はその違反者に対し、拡声機の使用をやめるべきことを命ずることができるといたしております。この命令違反者に対しては、六カ月以下の懲役または二十万円以下の罰金に処するものとすることとしたしております。

ただし、これらの規制は、公職選挙法の定めるところによる選挙運動または選挙における政治活動、災害、事故等の発生時における人命、身体または財産に対する危害防止及び国または地方公共団体の業務の遂行のための拡声機の使用につきま

しては、これを適用しないこととしたしております。

このほか、本法の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならぬものとするともに、法令の規定に従って行われる請願のための行進について何らの影響を及ぼすものではないとの規定を設けております。

なお、本法は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとしたしております。

以上が本法案の主な内容であります。

委員会におきましては、提出者の三塚衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、原案のとおり可決すべきものと多数をもって決定いたしました。

なお、本案に対し、本法が国民の基本的人権に深くかわかるものであることにかんがみ、拡声機の使用制限については、国民の権利を不当に侵害しないよう慎重に行うべきである旨の附帯決議を行つております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時九分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 土屋 義彦君
副議長 瀬谷 英行君

及川 順郎君	片上 公人君
勝木 健司君	平野 清君
刈田 貞子君	猪熊 重二君
橋本孝一郎君	木本平八郎君
青木 茂君	太田 淳夫君
中野 鉄造君	小西 博行君
塩出 啓典君	矢原 秀男君
馬場 富君	松岡満壽男君
鶴岡 洋君	峯山 昭範君
飯田 忠雄君	和田 教美君
柳澤 鍊造君	堀江 正夫君
中野 明君	高桑 栄松君
中西 珠子君	栗林 卓司君
関 嘉彦君	降矢 敬義君
三木 忠雄君	多田 省吾君
高木健太郎君	藤井 恒男君
田中 正巳君	青島 幸男君
西川 潔君	坪井 一幸君
陣内 孝雄君	下村 泰君
山田耕三郎君	佐藤謙一郎君

昭和六十二年十二月五日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

二木 秀夫君	前島英三郎君
矢野俊比古君	石原健太郎君
添田増太郎君	守住 有信君
寺内 弘子君	林 健太郎君
曾根田郁夫君	志村 哲良君
工藤万砂美君	岩崎 純三君
井上 孝君	高木 正明君
最上 進君	森田 重郎君
谷川 寛三君	大河原太一郎君
高平 公友君	井上 裕君
金丸 三郎君	後藤 正夫君
佐々木 満君	亀長 友義君
長谷川 信君	嶋崎 均君
木村 睦男君	石本 茂君
長田 裕二君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	梶木 又三君
倉田 寛之君	大浜 方栄君
石井 道子君	宮崎 秀樹君
松浦 孝治君	野沢 太三君
永野 茂門君	青木 幹雄君
小野 清子君	大塚清次郎君
木宮 和彦君	久世 公亮君
柳川 覺治君	吉村 真事君
石井 一二君	大城 眞順君
宮澤 弘君	杉山 令肇君
山本 富雄君	藤井 孝男君
出口 廣光君	水谷 力君
前田 敷男君	岩本 政光君

坂野 重信君	下条進一郎君
村上 正邦君	真鍋 賢二君
山東 昭子君	宮田 輝君
山内 一郎君	西村 尚治君
初村滝一郎君	松垣徳太郎君
中西 一郎君	山崎 竜男君
古賀雷四郎君	原文兵衛君
山岡 賢次君	秋山 肇君
一井 淳治君	永田 良雄君
中曾根弘文君	高橋 清孝君
田 英夫君	斎藤 文夫君
下稻葉耕吉君	鈴木 貞敏君
森山 眞弓君	向山 一人君
小島 静馬君	仲川 幸男君
松浦 功君	福田 宏一君
名尾 良孝君	大木 浩君
岡部 三郎君	梶原 清君
関口 恵造君	田沢 智治君
成相 善十君	高杉 勉忠君
斎藤栄三郎君	岡田 広君
大島 友治君	遠藤 要君
林 連君	青木 新次君
鈴木 和美君	林田悠紀夫君
中村 太郎君	堀内 俊夫君
斎藤 十朗君	志村 愛子君
坂元 親男君	平井 卓志君
小山 一平君	千葉 景子君
吉井 英勝君	諫山 博君

内藤 功君	渡辺 四郎君
及川 一夫君	山口 哲夫君
佐藤 昭夫君	吉川 春子君
稲村 稔夫君	近藤 忠孝君
橋本 敦君	中村 哲君
佐藤 三吾君	大森 昭君
稲山 篤君	奮脱タケ子君
久保 巨君	矢田部 理君
志苦 裕君	山中 郁子君
吉岡 吉典君	浜本 万三君
粕谷 照美君	赤桐 操君
安永 英雄君	市川 正一君
野田 哲君	安恒 良一君
福岡 知之君	本岡 昭次君
秋山 長造君	上田耕一郎君
外務大臣臨時代理 國務大臣 (内閣官房長官)	小淵 恵三君
國務大臣 (国家公安委員 会委員長)	梶山 静六君

地方行政委員 辭任	補欠
山口 哲夫君	小野 明君
上野 雄文君	田淵 勲二君
文教委員 辭任	補欠
高桑 栄松君	中野 鉄造君
社会労働委員 辭任	補欠
中野 鉄造君	高桑 栄松君
運輸委員 辭任	補欠
田淵 勲二君	上野 雄文君
通信委員 辭任	補欠
及川 一夫君	野田 哲君

議長の報告事項
去る十一月二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任

小野 明君	山口 哲夫君
野田 哲君	及川 一夫君

補欠

税制改革法案(閣法第一号)
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第二号)
消費税法(閣法第三号)
地方税法の一部を改正する法律案(閣法第四号)
消費増進税法(閣法第五号)

農林水産委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)
肉用牛生産安定等特別措置法案(閣法第八号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

税制問題等に関する調査特別委員会に付託
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、原子力委員会委員に向坊隆君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に宇賀道郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害健康被害補償不服審査委員会委員に太田壽郎君及び山本秀夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査委員会に中澤幸一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に隅健三君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に神谷健一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査委員会に山田正美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、地方財政審議会委員に荒尾正浩君、胡子英幸君、木下和夫君、皆川迪夫君及び山本成美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

去る十一月二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方行政委員

辞任 田淵 勲二君 補欠 上野 雄文君
神谷信之助君 吉井 英勝君

大蔵委員 辞任 吉井 英勝君 補欠 神谷信之助君

文教委員 辞任 中野 鉄造君 補欠 高桑 栄松君

社会労働委員 辞任 高桑 栄松君 補欠 中野 鉄造君

運輸委員 辞任 上野 雄文君 補欠 田淵 勲二君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

産業・資源エネルギーに関する調査会委員 辞任 小笠原貞子君 補欠 吉川 春子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与等に関する法律及び国家公務員の給与等に関する法律及び国家公務員

務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

内閣委員会に付託
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

法務委員会に付託
同日議長は、ベルンハルト・フォーゲル・ドイツ連邦共和国連邦参議院議長宛、次の礼状を發送した。

今般、私の参議院議長就任に際し、議長閣下より御丁寧な御祝辞をいただき心から感謝申し上げます。私は最善をつくしてこの重責を果たすとともに、両国間の友好関係の増進に努力したいと考えております。

去る十一月二十四日衆議院から、同院は国会の会期を十二月二十八日まで三十四日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 地域経済社会の活性化とその均衡ある発展を図るための課題に関する実情調査

一、派遣委員

松前 達郎 及川 一夫
飯田 忠雄 橋本孝一郎
山東 昭子 田沢 智治
田辺 哲夫 高平 公友
吉川 春子

一、派遣地 富山県

一、期間 十一月二十五日 一日間

一、費用 概算三五四、八〇〇円
右のとおり議決した。よつて参議院規則第八十条の八において準用する第百八十条の二により承認を求めます。

昭和六十三年十一月二十四日

産業・資源エネルギーに関する調査会 議長 松前 達郎

参議院議長 土屋 義彦殿
去る十一月二十五日内閣から、参議院議員刈田貞子君提出ポストハーベストに関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、十二月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る十一月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 及川 一夫君 補欠 野田 哲夫君

同日本院は、法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

同日本院は、法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

同日本院は、法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和六十三年十二月五日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

通信委員

辞任

補欠

野田 哲君 及川 一夫君

去る十一月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

耳納山麓國営総合かん排事業の計画変更に関する質問主意書(諫山博君提出)

去る十一月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

峯山 昭範君 猪熊 重二君

法務委員

辞任

補欠

猪熊 重二君 峯山 昭範君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

補欠

福田 幸弘君 斎藤 文夫君

野末 陳平君 秋山 肇君

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

吉井 英勝君 神谷信之助君

大蔵委員

辞任

補欠

神谷信之助君 吉井 英勝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

補欠

板垣 正君 二木 秀夫君

後藤 正夫君 鈴木 貞敏君

秋山 肇君 野末 陳平君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

産業・資源エネルギーに関する調査会委員

辞任

補欠

吉川 春子君 小笠原貞子君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名 年月日

中小企業 米山 揚城 通商産業 昭三・三二

庁次長 付 大臣官房 昭三・三二

中小企業 三上 義忠 中小企業 同

庁次長 同

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十三回国会政府委員に任命することを承認した。

中小企業庁次長 三上 義忠君

中小企業庁計画部長 高島 章君

同日内閣総理大臣から議長宛、中小企業庁次長三

上義忠君外一名(同日議長承認)を第百十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

補欠

二木 秀夫君 板垣 正君

塩出 啓典君 猪熊 重二君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(衆第六号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送附された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

同日衆議院から次の答弁書を受領した。

参議院議員刈田貞子君提出ポストハーベストに関する質問に対する答弁書

同日議長は、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任

補欠

鈴木 貞敏君 後藤 正夫君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

耳納山麓國営総合かん排事業の計画変更に関する

る質問主意書(諫山博君提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律案(衆第六号)審査報告書

ポストハーベストに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十三年十一月十六日

参議院議長 土屋 義彦殿 刈田 貞子

農産物の市場開放政策によつて海外からの輸入量が增大している今日、収穫後の産品に農薬を使用するポストハーベストに対し、食品の安定性の見地から大きな不安がもたれている。

本年二月、日本子孫基金は、アメリカ連邦政府のポストハーベスト農薬の基準を調査した報告書をまとめた。それによると、アメリカで収穫後に使用が許可されているポストハーベスト農薬は五十八品目にのぼっている。アメリカで、日本では認められていない農薬の使い方をしていることは明らかであるにもかかわらず、これに対する我が国の対応は何かとない実情である。

今後、アメリカのみならず世界中から、ポストハーベストが認められた農産物の輸入が増大することは明らかである。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十三回国会政府委員に任命することを承認した。

中小企業庁次長 三上 義忠君

中小企業庁計画部長 高島 章君

同日内閣総理大臣から議長宛、中小企業庁次長三

上義忠君外一名(同日議長承認)を第百十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

私は食品の安全性を確保する見地から、外国からそのような農薬が使われた農産物が水際で確実にチェックできるよう、政府は厳重な措置を採るべきであると考えます。

以上の観点から質問する。

一 外国でのポストハーベスト農薬などの使用実態を把握しているか。把握が不十分な場合は、調査を行うか。調査を行う場合は、その計画内容如何。

二 一般的に、収穫後の農産物に、菌や虫を防ぎ保存性を高めるために農薬を使用したら、食品衛生法第六条に違反しないか。

三 食品衛生法第六条違反品であることが明らかなのは、輸入・販売を禁止するか。

四 干しブドウ、干しプルーンなどを造るとき、加工工程中に農薬を食品添加物として使用できることを認めたアメリカの規則を把握しているか。

五 把握している場合、このような農薬の使い方を日本では認めるのか。

六 外国で、農薬が実際にこのような使い方をされていることが明らかになった場合、どう対処する方針か。また、チェック体制はあるのか。

七 そのような品目が発見されたら、販売を禁止するか。

右質問する。

昭和六十三年十二月二日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 土屋 義彦殿

参議院議員刈田貞子君提出ポストハーベストに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員刈田貞子君提出ポストハーベストに関する質問に対する答弁書

一について

外国における農薬の使用については、各国においてそれぞれの法制度により安全性の確保が図られているものと理解しているが、可能な範囲内で情報の収集に努めてまいりたい。

二について

いわゆるポストハーベストとしての使用方法は、国際的にみて、農薬の使用方法の一つであると承知している。一般的に、収穫後の農産物に病害虫を防除し保存性を高めるために農薬を使用した場合、直ちに食品添加物を規制する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第六条に違反するとはいえない。

三について

食品衛生法第六条に違反することが明らかなのは、その輸入又は販売が禁止されるものである。

四及び五について

アメリカ合衆国の法令において、同一物質をその使用目的等に応じて農薬又は食品添加物として使用することを認めている例がある。

して使用することを認めている例があることを承知している。

我が国においても、同一物質をその使用目的等に応じて農薬又は食品添加物として使用することを認めている例がある。

六について

当該物質の使用目的等に応じて食品中に残留する農薬又は食品添加物として規制することとしている。また、チェック体制については、輸入食品の安全性の確保を図るため検疫所において検査、指導等を実施している。

七について

当該物質を使用した食品が食品衛生法第四條、第六條又は第七條第二項に違反する場合には、その販売が禁止されるものである。

〔参照〕

十一月二十四日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左にその会議の日時を掲載する。

十一月二十四日 午前十時 本会議

第十号中正誤

ページ 段行 誤

一八七 三 終わり 殊留 残留 正

昭和六十三年十二月五日 参議院会議録第十一号

11011

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
官報課
電話 三(六三)四三三

一定価一
一〇円部